

令和8年度 酒田市立亀ヶ崎小学校 いじめ防止基本方針

いじめ対策推進法第13条に基づき、以下のように「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめはすべての児童に関係する問題であり、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえて対応する必要がある。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、**本校ではいじめを認識しながらこれらを放置することがない**ように、いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に対して児童が理解を深めることをとおして、「**弱いものいじめや卑怯なふるまいはしない**」「**思いやりの気持ちを持ち、不正は見逃さない・見過ごさない**」学校を築くことを旨として対策をおこなう。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった**児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。**とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

- ・ いじめの解消が認められても、3か月が経過して解消状態であれば完全な「解消」と認める。

(3) いじめ防止のための学校の責務

いじめの未然防止の基本となるのは、「**授業が面白い**」「**仲間との関わりが楽しい**」「**はやく学校に行きたい**」**と思える学校**である。言い換えれば、児童が、周囲の友だちや教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で学習や行事に主体的に参加・活躍できる、安定した学校である。

児童が集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係、学校風土を児童とともに創りあげていくために、教職員は児童の心に寄り添い、児童と向き合い、児童とともにいる時間をできるだけ多くしながら、受容・共感しながら信頼関係を構築し、豊かなかかわりの中で児童一人一人の心を育むように努める。

また、保護者ほか関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(4) いじめの捉え方

「1回きりの事案」「些細な事案」などの初期段階のいじめは、子ども達だけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、予期せぬ方向に推移する可能性もある。そのため、初期の段階のいじめであっても、あるいは1回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげていく。積極的な認知で早期対応を行う。

【いじめの基本的な考え方】

- (1) いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人が気づきにくい所で行われることが多く（隠す場合もあり）、発見しにくい。
- (4) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは、教職員の子ども観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- (8) いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、連携し、一体となって取り組むべき問題である。
- (9) いじめは、解消されたとしても繰り返されることがある。
- (10) いじめは、解消されたと後も継続的に心身のケアが必要な場合があり、大変深刻な問題である。

【いじめの態様】

- (1) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」が続きます。
- (5) 金品をたかられる
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

2 いじめ防止のための取り組み

(1) 学校におけるいじめの防止

- ア) 「弱いものいじめや卑怯なふるまいはしない」「思いやりの気持ちを持ち、不正は見逃さない・見過ごさない」ことを掲げ、学校全体で組織的に取り組む。毎月第1木曜日を「心の日」として学級でソーシャルスキルなどを通して児童の心を育む。
- イ) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心通い・つながりあう対人交流能力の素地を養うため、全教育活動を通じた道徳教育と総合的な学習の時間や児童活動の充実を図る。
- ウ) PTA及び地域コミュニティとの連携を図り、いじめ防止についての啓蒙活動や研修を実施しながら情報を共有し、いじめの防止に資する。
- エ) 児童会活動や学級活動、縦割り班活動など、**児童が主体的に行う「いじめをなくす取り組み」**などを通して、**仲間同士の関わり合いを深め、「いじめをしない」、「いじめを許さない」という絆づくりを行い、人間性豊かな心を育てる。**

(2) いじめの早期発見（小さな変化に対する敏感な気づき）

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという認識のもと、いじめの早期発見に全教職員が組織的に取り組んでいく。いじめは教職員の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、**教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、「いじめはある」という目で観察し、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめの早期発見に努める。**

(3) いじめの早期発見のための措置

ア) いじめ調査等

- ① いじめを早期発見するために、児童に対していじめや生活上の悩みについて意識調査（亀っ子アンケート・定期調査）を実施する。また保護者からもいじめや困り感などについて話をきくために保護者面談を年4回（全員2回・希望2回）設定する。
- ② 調査後に担任等と一人一人との個人面談（学校カウンセリング）を行い、きめ細かな対応に努める。
- ③ 職員打ち合わせで、気になる児童の情報を共有する。
- ④ 適宜ケース会議を開き、迅速に対応する。
- ⑤ 交換授業などを通し担任以外の教員が関わることで、児童が担任以外でも相談しやすい環境を作ったり、多くの目で児童を見守ったりできるようにする。

イ) いじめに対する相談体制の整備

- ① 児童の相談窓口は担任を主としながら、教職員のだれとでも相談できることを周知する。
- ② 保護者対応も含め、教頭・養護教諭・教育相談担当を中心に、いじめ相談窓口を設置する。
- ③ スクールカウンセラー、教育相談員を積極的に活用する。

(4) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対応

発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他インターネット等を通じて発信される

情報の特性を踏まえ、これらを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対応できるように、必要な啓発活動として外部講師を招聘しての児童・保護者の情報モラル研修を実施する。

- ・令和5年度 青少年指導センター講師による全校指導
- ・令和6年度 青少年指導センター講師による全校指導と学年指導
- ・令和7年度 酒田エス・エー・エス株式会社 エンターテイメント事業部水越氏
学校保健委員会でメディア講演会（ハイブリッド開催で220名親子で参加）

3 いじめ防止等に対する措置

(1) いじめ防止のための組織

ア) 校内のいじめの防止等の中核となる組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

イ) いじめ防止対策委員会は、校長が主催し、構成は運営委員会メンバー及び教育相談担当者とする。

〔校長、教頭、教務主任、学年主任（1～6年、特別支援）、生き方育成部長、教育相談担当〕

ウ) 上記の他、必要に応じて主任児童委員、酒田市教育委員会、酒田市福祉関係者、児童相談所担当者等を招聘することとする。

エ) 学年主任、育成部長は、定例会の会の中でいじめについての情報交換を行う。また、他にいじめ事案が発生した場合は緊急に対策委員会を開催する。

オ) 定例会の話し合った内容はホワイトボードに記録し、参加者全員で確認する。また、情報を全職員で共有できるようにホワイトボードに記録したものは、写真に残し、印刷して会議記録とし積み重ね、個人ごとに5年間保存する。



(2) いじめ防止対策委員会の具体的な取り組み

- ア) 本校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施と年間計画の作成・実行・検証・修正
- イ) 情報収集・記録・共有と共有情報を基にした組織的対応
 - ① 方針の決定 ② 事実関係の聴取 ③ 指導・支援体制の確立
 - ④ 保護者や外部機関（酒田市教育委員会・警察・児童相談所・こども未来課・医療など）との連携
- ウ) 校内研修や事例研究の企画・運営
- エ) 校内教育支援センターの活用
- オ) 本校いじめ防止基本方針の見直し

(3) いじめに対する措置

ア) すばやく正確な事実確認と報告・相談

- ① どんな些細なサインも留めることなく、すばやく相談や指導の連携がなされるようにする。
- ② 組織的にすばやく事実の有無を確認し、当事者双方、周りの子どもから聞き取り記録する。

イ) 指導体制と方針の決定

- ① 教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする
- ② 指導体制を整え、教職員の役割分担を行うとともに、教育委員会・関係機関との連携を図る。

ウ) 被害・加害児童への指導・支援

- ① いじめられた児童を保護し、守り抜くことを伝えながら、心配や不安を取り除く。
- ② いじめた児童に対しては、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに「いじめは決して許されない」という人権意識を持たせる。同時に、毅然として態度で指導する。
- ③ いじめられた児童・いじめた児童共に、亀ヶ崎小学校の大切な一員であることを伝え、どちらも健全な学校生活が送れるように支援を行う。いじめた児童がいじめを行うに至った経緯や心の葛藤などを聞き取り、保護者と共にその状況を把握し再発防止を目指す。

エ) 集団への働きかけ（状況に応じながら）

- ① 自分の問題として捉えさせ、止める勇気・誰かに知らせる勇気を持つという気概を育てる。
- ② いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせる。
- ③ いじめを行った児童が誰か判明しない場合は、いじめられた児童への了承取りながら、いじめの内容を集団に示したり、集団の一人ひとりがいじめた児童へメッセージを作成し掲示したりするなどの対応を行う。それにより、いじめが許されない行為であることを伝えるようにする。

オ) 保護者との連携及び対応


- ① 直接会っていじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ② 保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。



関係職員・管理職

- 共通理解
- 指導体制整備
- 役割分担
- 関係機関との連携

【聞き取りの順番とポイント】



- ①被害児童生徒
- ②周囲の児童生徒（複数対応）
- ③加害児童生徒（複数対応）

※1）一人に対して複数で対応する。
 ※2）②③は複数いる場合は、同時進行で聞き取りをする
 ※3）記録は時系列で取る
 ※4）聞き取った内容のすり合わせをする
 ※5）この時点で指導はしない

聞き取り

保護者への連絡

指導・支援

【聞き取り後の保護者への対応】

- ①被害児童生徒の保護者へ今後の指導方針も含めて連絡をする
- ②加害児童生徒の保護者にも、事実と今後の対応を連絡する
- ③被害児童生徒の保護者には、丁寧にかつ時間を空けず、どのように対応が進んでいるのかを知らせる

【児童生徒への支援ポイント】

- ①いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度で指導する
- ②被害児童生徒には、安心して学校生活を送られるよう具体的に教職員が説明し支援する
- ③加害児童生徒の内面に抱える不安やストレスにも寄り添う
- ④両者が前向きになれるような指導を心がける

集団への働きかけ

いじめの実態の解消

継続的な見守り

いじめの解消

【保護者への対応】

- ①被害児童生徒の保護者への調査結果の報告と今後の対応について説明をし、謝罪する
- ②加害児童生徒の保護者には、事実の丁寧な説明と今後の指導において、家庭と連携を図ることをお願いする

【いじめの解消要件】

- ①いじめにかかる行為が止んでいること。相当期間（**少なくとも3か月**）継続していること。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（本人及び保護者に対し、**面談等により確認**）

4 重大事態への対処

- ア) 重大事案が発生した場合は、全職員にその旨を知らせるとともに、酒田市教育委員会に報告し協議のうえ調査組織を校内に設置する。また、PTA三役にもプライバシーに配慮しつつ重大な事態が発生した旨を伝え、協力を仰ぐ。
- イ) 調査組織は、いじめ防止対策委員会を母体に事実関係を調査する。その際、必要に応じ酒田市教育委員会の指導助言を仰ぎSC、SSW、弁護士など構成員とし対応する。また、その結果は保護者、酒田市教育委員会に報告する。
- ウ) 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷ついたり、周囲の児童や保護者、地域にも不安や同様が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるので、児童の心のケアと落ち着いた学校成果を取り戻すための支援に努める。
- エ) 発生した事実と向き合い、調査結果を重んじて再発防止に取り組む。

5 校内研修

(1) いじめの理解、組織的な対応、指導記録の活かし方などについて、カウンセラーや外部からの指導者も活用しながら、計画的に研修を実施する。

	取り組み	校内研修
4月	かめっこアンケート・個別面談	校内いじめ防止対策委員会
5月	希望制面談① Q-U アンケート・魅力アンケート	SST 研修会 魅力アンケート研修
6月	いじめアンケート・児童面談週間	Q-U 研修会①
7月	魅力アンケート・希望制面談②	
8月		魅力アンケート研修
9月	かめっこアンケート・個別面談・保護者面談	
10月	Q-U アンケート	校内事例研修会
11月	いじめアンケート・児童面談週間	Q-U 研修会②
12月	魅力アンケート・希望制面談	
1月	かめっこアンケート・個別面談	魅力アンケート研修
2月		
3月	魅力アンケート	魅力アンケート研修

(2) 「こころの日」年間計画

1 「こころの日」のねらい

- ・ 毎月第1木曜日を「こころの日」とする。
- ・ いのちの大切さを考えたり、規範意識やコミュニケーション能力を高めたりし SST を通して、児童の心を育てる。
- ・ エンカウンターを行うことで、学級での集団作りや絆づくりを行う。

2 今年度の実施計画

- ・ 資料の準備は、「こころの日」前日までに各学年生き方指導部が行う。
- ・ 印刷室の本棚の資料を参考に、学習カード等を準備する。使用した資料は印刷室ケースにストックし、次年度の参考にする。

	テーマ	備考
	テーマ	備考
(4月)	ルールやマナー、コミュニケーションのスキル① ことばづかい、話し方、きき方	かめっこアンケート
5月7日	自己認知スキル①…いのち 自分を知る、自分を大切にする	Q-U1回目
6月11日	集団行動のスキル① 当番、係、グループ活動（責任、協力）	いじめアンケート

7月9日	感情コントロールのスキル① アンガーマネジメント、イライラ、がまん	
9月3日	集団行動のスキル② リーダーとフォロワー	8月：かめっこアンケート
10月8日	ルールやマナー、コミュニケーションのスキル② 自分の気持ちの伝え方、困ったとき	Q-U2回目
11月5日	友達関係のスキル①…いのち 友達の気持ちを考える、友達も大切にする	いじめアンケート
12月3日	感情コントロールのスキル② 前向きな気持ち、切りかえる	
(1月)	集団行動のスキル③ みんなのためにできること	かめっこアンケート
2月4日	友達関係のスキル②…いのち 自分も友達も大切ないのち	
3月4日	自己認知スキル② 自分の成長、将来、夢、次へのチャレンジ	

※学期に1回、「いのち」を考慮の内容を入れる。各回の内容については、学年の実態に合わせて交換してもよい。

6 学校評価と教職員評価

(1) いじめ問題への対応に関する学校評価・教職員評価

学校評価においては、基本的には「友だちや教職員と信頼関係を築き、安心・安全に学校生活を送ることができているか」を学校経営の領域で評価する。

いじめに関しては、その有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や児童・地域の状況を十分に踏まえた目標設定、具体的な取り組みになっているかを、生き方育成部の領域で評価し、PDCAのマネジメントサイクルに乗せ、課題を改善していく。

教職員評価においては、必要に応じて学校運営の領域で、校務分掌や学年・学級経営等と関連付けながら、いじめの問題に関する対応状況を評価する。

(2) 地域や家庭との連携

本校いじめ防止対策基本方針等について、地域や保護者の理解を得ることで、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、学区コミセンや自治会の各種会合、PTAの各種懇談会、学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携・協力を図る。さらに、見守りボランティアや図書の本貸し出しボランティアなど保護者のボランティア活動を奨励したり、LINE school を活用し学校の様子を発信したりすることで学校と保護者、地域が一体となって子ども達を育てていけるようにする。

また、学校評価を公表することにより、保護者や地域住民の理解・協力を仰ぎ、保護者・地域と一体となって健全育成及びいじめ防止に努めていく。